

# 「政府のエネルギー規制・制度改革アクションプラン」の フォローアップ取りまとめ（案）

平成 24 年 6 月 29 日  
エネルギー・環境会議

## 1. 総論

エネルギー・環境会議は、平成 24 年 3 月 29 日に「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」の結果取りまとめを行った。本取りまとめにおいては、今夏の需給安定に向けて、6 月までに本取りまとめ措置を受けた状況の確認を行うこととしていた。

今回、エネルギー・環境会議は、各省に対して、重点課題となっている規制・制度改革項目に関し、結果取りまとめ以降の進捗や今後の進捗見込み等についてフォローアップを行った。その結果を以下のとおり取りまとめる。また、別紙にて各事項別の状況を示す。

28 項目の重点課題のうち、現時点で、3 月末の取りまとめ時の予定どおり政省令改正等を実施したものが 4 項目ある。残りの項目については、制度改革に向けたパブリックコメントを行っているものや、審議会等や関係事業者等からの意見聴取を行っているもの、国会提出中の関連法案の成立を待って措置を進めるものなどがあるが、各分野において政府として着実に取組を進めている。

アクションプラン上の措置を終了したものについても、各分野において不断の取組を進めることが必要であり、アクションプランの改革の方向性に則った更なる検討と取組を各省に要請する。

## 2. 重点別の状況

### （1）第一の重点 ～電力システムの改革（9 項目）

電力システム関連の 9 項目の中でも、再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備（重点番号 5）について、再生可能エネルギー特別措置法の本年 7 月 1 日施行に当たり、再生可能エネルギー電気の系統への接続について、電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等の措置を講ずる省令を 6/18 日付けで公

布した。また、送配電業務支援機関において、優先給電の内容を具体的に定めるルール改定を6/19付けで行った。

その他の項目においても、アクションプランの措置に則った取組が進捗した。例えば、柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化（重点番号6）について、複数の電力会社が、新たにピーク時間帯料金等の柔軟な料金メニューの設定を行った。また、スマートメーターのインターフェース標準化（重点番号8）について、本年2月に結論を得たインターフェース標準化等に準拠し、電力会社がスマートメーター調達取組を進めている。

電力システムの改革に関しては、アクションプランに取り上げた項目にとどまらず、別途政府内で検討されている中長期の観点からの電力システムの改革を含め、今後更なる検討を進めていく。

## （2）第二の重点 ～再生可能エネルギーの導入加速（11項目）

再生可能エネルギー関連の11項目のうち、メガソーラーに係る工場立地法上の取扱いの見直し（重点番号11）については、売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、必要な政省令改正をそれぞれ6月に実施した。電気事業法上の保安規制の見直し（重点事項10）についても、6月29日に工事計画届出等が不要な範囲を2,000kWに引き上げるための改正省令を公布・施行し、メガソーラーの工事期間を短縮する。

また、洋上風力発電に関する制度環境の整備（重点番号13）について、5月25日付けで総合海洋政策本部にて「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」を決定した。当該方針に則り、実証実験のための海域（実証フィールド）の整備や海域利用における関係者との調整のあり方に関する施策の実施等を進める。

その他の項目においても、アクションプランの措置に則った取組が進捗した。例えば、地熱発電について、環境省は「自然と調和した地熱開発に関する検討会議」を設け、3月末に通知した国立公園内での地熱開発に関する方針や温泉法の掘削許可の判断基準の考え方について、地熱開発事業者等に対して説明会や意見交換会を開催している（重点番号14、15）。また、自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直し（重点番号12）や、風力発電に関する構造基準の見直し（詳細番号43）、河川環境・発電規模・利用場面等に応じた水利権の許可手続きの合理化（詳細番号54）などについて、見直しに向けた事業者等からのヒアリングを実施した。

7月1日からの再生可能エネルギー特別措置法の施行を受け、特に風力発電や地熱発電、メガソーラーなどについて、プロジェクトが実体的に進んでいくかどうか

を見極めていく必要がある。これまでに行ってきた措置が形式上のものに終わらないよう、政府として関係者、事業者との対話を行いつつ、改革の方向性を実現するための更なる取組を進めていく。

### (3) 第三の重点 ～省エネルギーの推進（8項目）

省エネルギー関連の8項目のうち、消防法上のリチウムイオン電池の取扱い規制の見直し（重点番号21）については、5月23日にリチウムイオン蓄電池設備を設置する施設の防火上必要な安全対策について、必要な政省令の改正を実施した。また、住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化（重点番号25）については、4月4日に住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化へ向けた具体的な工程表案を明示した。2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、6月まで行ったパブリックコメントの結果を踏まえ、近く工程表を決定する。

その他の項目についても、アクションプランの措置に則った取組が進捗した。例えば、リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁（重点番号22）については、消防用設備等の非常用電源に用いる蓄電池設備の認定を実施する登録認定機関において、5月にリチウムイオン蓄電池設備に係る認定基準が作成された。

一方で、省エネルギーについては、改革の方向性に則り、制度見直しに向けた検討等を継続する。例えば住宅・建築物関連（重点番号23、24、25）については、住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化へ向けた工程表に則り、規制の水準やその手法についても早急に検討を進めていく。また、熱エネルギーの活用のための制度整備（重点番号26）についても、コージェネレーションシステムの抜本的拡大に向けた支援策の在り方や規制・制度面での課題等についての検討を進めていく。

## 3. 今後の進め方

エネルギー・環境会議は、アクションプランに基づく取組について、今後とも随時必要に応じて各省に対して進捗状況の確認を行うとともに、アクションプランの決定にとどまらない更なる検討や取組をも要請していく。

# アクションプランの進捗状況 ～電力システム改革

別紙

項目名	進捗状況と今後の見込み等
重点番号1: 自家発補給契約の見直し	・自家発補給契約の運用に関するガイドラインを3月に決定し、公表済み。今後、必要に応じてフォローアップ等を実施する予定。
重点番号2: インバランス料金の引下げ	・インバランス料金を引き下げる省令改正について、3月に公布、7月に施行予定。
重点番号3: 自家発余剰電力の有効活用	・節電要請時における自家発の活用拡大策についてのガイドラインを昨年11月に決定し、公表済み。
重点番号4: 送電における広域的運用の実施	・4月に電気事業連合会ホームページにて各一般電気事業者の連系可能量を公表済み。
重点番号5: 再生可能エネルギーの優先接続・優先給電ルールの整備	・再生可能エネルギー電気の系統への接続について、電力会社が接続を拒否できる場合を具体的に定める等の措置を講ずる省令を6/18付けで公布した。 ・送配電業務支援機関において、優先給電の内容を具体的に定めるルール改定を6/19付けで行った。
重点番号6: 柔軟な料金メニューの設定による需要家に対するピークカット・省エネの誘因強化	・複数の電力会社が新たなピーク時間帯料金等の柔軟な料金メニューを設定。
重点番号7: スマートメーター導入加速化のための制度的枠組み	・スマートメーターを含む新型の電子式計器について、7月より、検定料の引き下げを行う予定。
重点番号8: スマートメーターのインターフェース標準化	・インターフェース標準化等について、本年2月に結論を得た。
重点番号9: 卸・IPPの発電余力の活用	・昨年11月に決定・公表した卸・IPP電源の発電余力活用の具体的スキームについてのガイドラインについて、発電事業者を対象にフォローアップを実施。4月に結果を公表済み。

# アクションプランの進捗状況 ～再生可能エネルギー導入

項目名	進捗状況と今後の見込み等
重点番号10: 電気事業法上の保安規制の見直し(メガソーラー)	・工事計画届出等が不要となる太陽光発電施設の範囲を2000kWまで拡大するよう省令を改正。6月29日公布・施行。
重点番号11: 工場立地法上の取扱いの見直し	・6/1付けで太陽光発電施設を工場立地法上の届出対象施設から除外。 ・6/15付けで売電用の太陽光発電施設について、工場立地法上の環境施設に位置付け。
重点番号12: 自然公園における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインの見直しの検討	・風力発電事業者からの意見聴取等を実施中。平成24年度中に必要な見直しを行う。
重点番号13: 洋上風力発電に関する制度環境の整備	・5/25付けで総合海洋政策本部にて「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」を決定。 ・当該方針に則り、実証実験のための海域(実証フィールド)の整備や海域利用における関係者との調整のあり方に関する施策の実施等を進める。
詳細番号43: 風力発電に関する構造基準の見直し	・構造基準の合理化について事業者と協議継続。一部は本年度上半期で結論。
重点番号14: 自然公園法に基づく立地規制の許可要件の明確化等(地熱発電)	・3月末に環境省より通知した国立公園内での地熱開発に関する方針について、地熱開発事業者等に対して説明会・意見交換会を開催。
重点番号15: 温泉法における掘削許可の判断基準の考え方の策定	・3月末に環境省より通知した温泉法の掘削許可の判断基準の考え方について、地熱開発事業者等に対して説明会・意見交換会を開催。
詳細番号54: 河川環境・発電規模・利用場面等に応じた水利権の許可手続きの合理化	・小水力発電施設の構造基準について、関係団体・機関とのワーキンググループを設置。平成24年度中に成案。
重点番号16: 農山漁村における導入促進に係る農林地等の利用調整の円滑化	・今国会に提出した農山漁村再生可能エネルギー法案の成立後、速やかに、関連の省令等を整備し、施行するとともに、国の基本方針を策定。 ・農山漁村におけるモデル的事例を創出するため、「農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業」によるプロジェクトの募集開始。
重点番号17: 国有林野貸付対象に関する見直し	・6/18付けで再生可能エネルギー特別措置法に基づく設備認定の手続きを規定する省令を公布。その施行に合わせ、再生可能エネルギー発電施設に係る、国有林野の使用についても包括協議等の措置を実施。
重点番号18: 地球温暖化対策地方公共団体実行計画における再生可能エネルギー等導入の位置づけ強化	・地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアルの平成24年度中の改定に向け、地方自治体からの意見聴取等を実施。

# アクションプランの進捗状況 ～省エネルギー推進

項目名	進捗状況と今後の見込み等
重点番号19: 省エネ法における電力ピーク対策の積極評価	・今国会に提出している省エネ法改正案の成立後、速やかに関連の省令等を整備し、施行する。
重点番号20: 需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力	・今国会に提出している省エネ法改正案の成立後、速やかに関連の省令等を整備し、施行する。
重点番号21: リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し	・5/23にリチウムイオン蓄電池設備を設置する施設の防火上必要な安全対策について、必要な政省令の改正を実施。
重点番号22: リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁	・5月に消防用設備等の非常用電源に用いる蓄電池設備の認定を実施する登録認定機関において、リチウムイオン蓄電池設備に係る認定基準を作成。
重点番号23: 住宅・建築物の省エネ基準の見直し	・新基準策定のための審議会等へ向けた準備を実施中。建築物については平成24年度中、住宅については平成24年度以降できる限り早期に施行する。
重点番号24: 住宅・建築物のラベリング制度の充実	・平成25年度前半までに住宅性能表示制度等を活用したラベリング制度の充実を図るため検討を進める。
重点番号25: 住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化	・4/4付けで住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化へ向けた具体的な工程表案を明示したところ。6/11までのパブコメを踏まえ、速やかに工程表を決定する。
重点番号26: 熱エネルギーの活用のための制度整備	・3/30付けで河川水の熱利用、下水熱の利用に関する通知・ガイドラインを发出。 ・コージェネレーションシステムに関する総合的検討を総合資源エネルギー調査会で夏頃の取りまとめを目指して実施。